

管理 No.	F013
--------	------

申請に対する処分の審査基準・標準処理期間（個票）

所管部署:福祉部障がい福祉課

(療育係 /内線:2792)

根拠区分	法律・条例	
許認可等の名称	障害児相談支援給付費等の支給決定	
処分権者	市長	
根拠規定	根拠法令・条例題名 (制定年/区分/発令番号)	児童福祉法 (昭和22年12月12日法律第164号)
	根拠規定条項	24条26-1
基準規定	基準法令等題名 (制定年/区分/発令番号)	児童福祉法施行規則 (昭和23年3月31日号外厚生省令第11号)
	基準規定条項	25条-26-3
	審査基準	<p>二十五条の二十六の三</p> <p>第二十四条の二十六第一項の規定に基づき障害児相談支援給付費の支給を受けようとする障害児相談支援対象保護者(同項に規定する障害児相談支援対象保護者をいう。以下同じ。)は、次の各号に掲げる事項を記載した申請書を市町村に提出しなければならない。</p> <p>当該申請を行う障害児相談支援対象保護者の氏名、居住地、生年月日、個人番号及び連絡先 当該申請に係る障害児の氏名、生年月日、個人番号及び障害児相談支援対象保護者との続柄</p> <p>前項の申請書には、通所受給者証を添付しなければならない。</p> <p>市町村は、第一項の申請を行った障害児相談支援対象保護者が法第二十四条の二十六第一項各号に規定する障害児相談支援を受けたと認めるときは、障害児相談支援給付費を支給する期間(以下この条及び次条において「支給期間」という。)及び法第六条の二の二第八項に規定する厚生労働省令で定める期間等を定めて当該障害児相談支援対象保護者に通知するとともに、支給期間及び同項に規定する厚生労働省令で定める期間等を通所受給者証に記載することとする。</p> <p>支給期間は、障害児支援利用援助を実施する月から通所給付決定保護者に係る通所給付決定の有効期間の範囲内で月を単位として市町村が定める期間とする。</p>
標準処理期間 (経由機関の日数)	申請受理日よりおおむね15日	
本票の作成日	平成29年2月3日作成	
更新履歴(更新日)	改正沿革 平成 年 月 日改正	

審査基準(裏面追加)

	基準内容
審査基準等 補足	